

津市消防団本部副団長の事務に関する要綱

平成 27 年 3 月 13 日消防本部訓第 2 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日消防本部訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）第 22 条の規定に基づき、津市消防団本部副団長（以下「本部副団長」という。）の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部副団長の事務)

第 2 条 本部副団長は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 訓練等の計画立案に関する事務
- (2) 消防団員の確保及び消防団の活性化のための施策の立案に関する事務
- (3) 消防団員の研修に関する事務
- (4) 機能別消防団員に関する事務

(事務の分担)

第 3 条 本部副団長の事務の分担は、消防団長が別に定める。

(事故があるとき等の処理)

第 4 条 いずれかの本部副団長に事故があるとき、又はいずれかの本部副団長が欠けたときは、当該本部副団長の分担に係る事務は、消防団長の指名により、他の本部副団長が処理するものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日消防本部訓第 2 号）

この訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。